

久留米広域合併協議会会議の傍聴要領について(案)

1. 久留米広域合併協議会会議の傍聴要領については、下記のとおりとする。
2. 会議開催の案内については、本協議会が別途開設を予定しているホームページにおいて公表する。
3. 傍聴の定員等については、2に規定するホームページにおいて公表する。

傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻までに、会場で受付をし、係員の指示に従い、会場に入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴することができない者

次の各号に該当する場合は、傍聴することができません。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている方。
- (2) 酒気を帯びていると認められる方。
- (3) プラカード、旗、のぼりの類を持っている方。
- (4) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は持っている方。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている方。
- (6) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる方。

3 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、4の事項に違反したときはこれを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくこととなります。

4 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙しないこと。
- (4) 会場において、会長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音等を行わないこと。
- (5) 会場において、携帯電話、ポケットベルを使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 傍聴者は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場してください。